

<旅館業と民泊との比較>

	旅館業	民泊
根拠法	旅館業法	住宅宿泊事業法
定義	施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業	宿泊料を受けて <u>住宅</u> に人を宿泊させる事業
用途地域	住居専用地域、工業地域、工業専用地域は不可	工業専用地域は不可
建築基準法上の用途	旅館又はホテル	住宅、長屋、共同住宅、寄宿舍
許認可の区分	許可制 (手数料：22,000 円)	届出制 (手数料なし)
営業日数	制限なし	年間 180 日 (住居専用地域：平日の宿泊を制限)
宿泊実績の報告	不要	2 月ごとに宿泊日数と宿泊者数の報告が必要
宿泊者の面接・確認	客室に入る前	客室内でも可
スタッフの常駐	旧常駐が必須 ↓ 新必須ではない	必須ではない (家主居住型を除く)
駆けつけ時間	おおむね 10 分以内	迅速に (30 分以内)
駆けつけ要因	宿泊者の緊急を要する求め	周辺地域の住民からの苦情・問合せ
事前説明	・ 標識 (20 日間) の掲示 ・ 個別説明	個別説明又は説明会
周辺住民への苦情対応	努力義務	義務

(R7.4.1 時点の名古屋市内における比較)